

保健所ねっと

令和7年度第1号

今号の内容

- 飲食店の喫煙に関する標識 ……1
- 蚊の対策～たまり水をなくそう！…2
- トコジラミ知っていますか？ ……2
- いつまでも健口を目指そう ……3
- 患者の声相談窓口 ……3
- 子どものこころと体のモヤモヤ…4

喫煙できるか、できないか、飲食店入口の標識で分かります

たばこの煙には、リスクがいっぱい。
他人が吸ったたばこの煙でも、
がん、心臓病、脳卒中等22もの病気の
リスクが高くなってしまふんだ(※)。

子どもがいるし、店の入口に「禁煙」
と書いてあって、入りやすかったわ。

特に、子どもや妊婦への
影響は、大きいんだ。



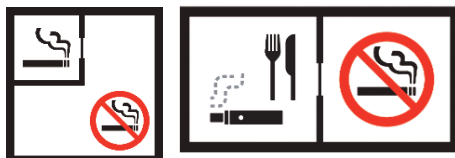
※出典：喫煙と健康 喫煙の
健康影響に関する検討会
報告書（平成28年8月・
厚生労働省）

原則、屋内は禁煙です。また、すべての飲食店は、店舗出入口に店内が禁煙か、喫煙専用室があるかなどの**標識を掲示する義務**があります。

禁煙のお店の標識



喫煙室を設置するお店の標識



店内で喫煙可能なお店の標識



喫煙室を作るスペース
はないから、お店の
店先に灰皿を置いて
もいいかな？



喫煙が禁止されていない場所でも配慮義務があります！

喫煙が禁止されていない場所で喫煙をする際にも、受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮する義務があります。

人通りの多い歩道に面して喫煙所を設置することは、歩行者が受動喫煙に遭う可能性が高いことから設置場所等の配慮が必要です。

※路上喫煙については、市が独自に規定を定めている場合がありますので、詳細は所在地の市に御確認ください。

【この記事に関するお問合せ】市町村連携課 市町村連携担当

このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」で、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専門の読み上げ装置で読み取ると、記事内容を音声で聞くことができます。

